

## 利用上の注意

この報告は、平成 28（2016）年 6 月 1 日現在で実施された「平成 28 年経済センサス - 活動調査（総務省・経済産業省所管）」（以下、「平成 28 年活動調査」という。）の調査結果のうち、「広島県内の製造事業所」について、「工業統計調査（経済産業省所管）」（以下、「工業統計調査」という。）と時系列比較を行うために、本県が独自に集計したものである。

### 1 調査の概要

#### 調査の目的

全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所及び企業の経済活動の実態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団資料を得ることを目的とする。

#### 調査の根拠

統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計調査として実施している。

#### 調査日

平成 28 年 6 月 1 日

#### 調査対象

##### (1) 地域的範囲

全国（ただし、以下に掲げる地域を除く。）

＜調査範囲から除外した地域＞

調査日現在において、東日本大震災に関して原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 15 条第 3 項の規定に基づき原子力災害対策本部長（同法第 17 条第 1 項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が設定した帰還困難地域を含む調査区。

##### (2) 属性的範囲

調査は、日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、以下に掲げる事業所並びに国及び地方公共団体の事業所を除く国内全ての事業所・企業について行った。

ア 大分類 A－「農業、林業」に属する個人経営の事業所

イ 大分類 B－「漁業」に属する個人経営の事業所

ウ 大分類 N－「生活関連サービス業、娯楽業」のうち、小分類 792－「家事サービス業」に属する事業所

エ 大分類 R－「サービス業（他に分類されないもの）」のうち、中分類 96－「外国公務」に属する事業所

#### 調査の方法

調査員調査と総務省、経済産業省、広島県及び市による直轄調査の 2 種類からなる。

##### (1) 調査員調査

単独事業所及び新設事業所。（ただし、(2)における特定の単独事業所（純粹持株会社、不動産投資法人及び資本金 1 億円以上の事業所）及び新設事業所を除く。）

・総務省及び経済産業省 ⇄ 広島県 ⇄ 市町 ⇄ 調査員 ⇄ 事業所

##### (2) 直轄調査（複数事業所を有する企業等、特定の単独事業所及び新設事業所）

ア 市による調査

同一市内に全事業所を有する従業者数 30 人未満の企業等の事業所。（ウに掲げるものを除く。）

- ・総務省及び経済産業省 ⇄ 広島県 ⇄ 市 ⇄ 事業所
- イ 広島県による調査  
同一県内に本所及び支所となる事業所の大半を有する従業者数 30 人未満の企業等の事業所。  
(ア及びウに掲げるものを除く。)
- ・総務省及び経済産業省 ⇄ 広島県 ⇄ 事業所
- ウ 総務省及び経済産業省による調査  
複数の都道府県に本所及び支所となる事業所を有する企業等の事業所、従業者数 30 人以上の企業等の事業所並びに総務大臣及び経済産業大臣が定めた事業所並びに東日本大震災の影響により調査員調査の実施に大きな支障が生じている地域として総務大臣及び経済産業大臣が定めた調査区内の単独事業所及び新設事業所。
- ・総務省及び経済産業省 ⇄ 事業所

## 2 利用にあたって

### 留意事項

- (1) この報告は、製造業について工業統計調査と時系列比較を行うために、平成 28 年活動調査の調査結果のうち、次のすべてに該当する製造事業所について集計したものである。
- ア 管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
  - イ 製造品目別に出荷額が得られた事業所であること
- このため、平成 28 年活動調査の調査結果のうち、「事業所に関する産業横断的集計」として集計した製造業の結果とは集計対象が異なっており、数値は一致しない。
- (2) 今回公表の数値は、県の独自集計結果であり、総務省及び経済産業省が公表する数値と相違する場合がある。
- (3) 1 つの事業所内で複数の産業分類項目に該当する品目が製造されている場合、原則として、主な製造品目が属する産業分類にその事業所全体を決定する（産業格付）ので、各品目の当該年の製造品出荷額等の割合が変動した場合、その事業所の属する産業分類が前年と異なる場合がある。
- (4) 製造品出荷額等などの経理事項については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取り扱いに関するガイドライン（平成 27 年 5 月 19 日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。
- ＜ガイドライン＞  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000365494.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000365494.pdf)
- (5) この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「平成 28（2016）年広島県の工業〔詳細版〕」による旨を明記すること。
- (6) 従業者、付加価値額の項目は、「経済センサス - 活動調査」（以下、「活動調査」という。）と工業統計調査では定義が異なるため、工業統計調査の集計における定義に合わせた形で内訳項目の統合や再計算を行っている。
- なお、「事業所に関する産業横断的集計」との相違点は、次のとおりである。

項目	区分	内 容
従業者数	この報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業者数 = 「事業所に関する産業横断的集計」の従業者数</li> <li>－ 臨時雇用者</li> <li>－ 別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出者）</li> <li>＋ 別経営の事業所からきて働いている人（出向・派遣受入者）</li> </ul>
	事業所に関する産業横断的集計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業者数 = 事業所に所属する従業者数</li> </ul>

項目	区分	内 容
付 加 価 値 額	この報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所ごとに記入する調査事項を用いて、次に示す付加価値額を算出して集計した。</li> <li>ただし、従業者 29 人以下の事業所については付加価値額に代わって、次に示す粗付加価値額で算出して集計している。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>《従業者 30 人以上の事業所》</p> <p>付加価値額</p> <p>= 製造品出荷額等※ + 在庫増減額</p> <p>    - 内国消費税額等 - 原材料使用額等 - 減価償却額</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在庫増減額 = (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額)</li> <li>    + (半製品及び仕掛品年末価額</li> <li>    - 半製品及び仕掛品年初価額)</li> <li>・内国消費税額等 = 消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額</li> <li>・原材料使用額等 = 原材料使用額 + 燃料使用額 + 電力使用額</li> <li>    (原材料, 燃料, + 委託生産費 + 製造等に関連する外注費</li> <li>    電力の使用額等) + 転売した商品の仕入額</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>《従業者 29 人以下の事業所》</p> <p>粗付加価値額</p> <p>= 製造品出荷額等 - 内国消費税額等 - 原材料使用額等</p> </div> <p>※「製造品出荷額等」と「売上（収入）金額」とは同一の概念であるが、工業統計調査との整合性の観点から、前者の表現を用いている。</p>
	事業所に関する産業横断的集計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業全体を記入する調査事項を用いて、次に示す付加価値額を算出して集計した。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>付加価値額 = 売上（収入）金額 - 費用総額 + 給与総額 + 租税公課</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・費用総額 = 売上原価 + 販売費及び一般管理費</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ただし、売上原価は、売上高に対応する商品仕入原価、製造原価、完成工事原価、サービス事業の営業原価及び減価償却費（売上原価に含まれるもの）の総額。</li> </ul>

#### 時系列比較について

- (1) この報告において、「平成 28 年」、「平成 27 年」、「平成 24 年」、「平成 23 年」((※)のある年次)の数值は活動調査、その他の年次の数值は工業統計調査の数值である。  
調査結果のうち、売上（収入）金額、費用等の経理事項は、平成 28 年活動調査は平成 27 年 1 年間、「平成 24 年経済センサス - 活動調査」（以下、「平成 24 年活動調査」という。）は平成 23 年 1 年間、工業統計調査は調査年 1 年間の数值である。また、事業所数、従業者数等の経理事項以外の事項は、平成 28 年活動調査は平成 28 年 6 月 1 日現在、平成 24 年活動調査は平成 24 年 2 月 1 日現在、工業統計調査は調査年の 12 月 31 日現在の数值である。
- (2) 平成 19 年工業統計調査から、製造以外の活動を把握する目的で、製造品出荷額等に「その他収入額」、原材料使用額等に「製造等に関連する外注費」、「転売した商品の仕入額」を調査項目として追加したことにより、「製造品出荷額等」、「付加価値額」、「原材料使用額等」については平成 18 年以前の数值とは接続しない。
- (3) 平成 20 年の前年比は、日本標準産業分類の改定が行われたため、平成 19 年の数值（旧分類）を平成 20 年の分類で再集計し計算した。
- (4) 平成 28 年活動調査においては、【01】個人経営調査票で把握した事業所について、項目によって集計から除いているため、詳細については各表の注釈をご覧ください。

## 数値及び記号

- (1) 各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。  
 なお、小数点以下の数値が表章されている項目については、それぞれの公表数値の1桁下を四捨五入した結果である。
- (2) 統計表中の記号は、次のとおり。
- 「－」 ----- 該当数値がないもの及び分母が0のため計算できないもの
  - 「0」, 「0.0」 ----- 四捨五入のため単位に満たないもの
  - 「Δ」 ----- マイナス数値
  - 「X」 ----- 集計対象となる事業所が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「X」とした。

## 産業分類

- (1) 集計に用いた産業分類は、原則として日本標準産業分類に準拠している。例外については、次のとおりである。

この報告	日本標準産業分類
1421 洋紙・機械すき和紙製造業（1421 洋紙製造業、1423 機械すき和紙製造業を統合）	1421 洋紙製造業 1423 機械すき和紙製造業

- (2) 「中分類 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）」の別掲については、次のとおりである。

製造品名	分類	製造品名	分類
家具・装備品	13	がん具・運動用具	325
プラスチック製版	1521	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品	326
写真フィルム（乾板を含む）	1695	漆器	3271
手袋	2051	畳	3282
耐火物	215	うちわ・扇子・ちょうちん	3283
と石	2179	ほうき・ブラシ	3284
模造真珠	2199	喫煙用具（貴金属・宝石製を除く）	3285
歯車	2531	洋傘・和傘・同部分品	3289
目盛りのついた三角定規	2739	魔法瓶	3289
注射筒	2741	看板・標識機	3292
義歯	2744	パレット	3293
装身具・装飾品・ボタン・同関連品（貴金属・宝石製を除く）	322	モデル・模型	3294
かつら	3229	工業用模型	3295
時計側	3231	レコード	3296
楽器	324	眼鏡	3297

## 事業所の産業の決定方法

事業所を産業別に集計するための産業の決定方法は、次のとおりである。

### (1) 一般的な方法

ア 製造品が単品のみの事業所については、品目 6 桁番号の上 4 桁で産業細分類を決定する。

イ 製造品が複数の品目にわたる事業所の場合は、まず、上 2 桁の番号（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので 2 桁番号を決定する。次に、その決定された 2 桁番号のうち、前記と同様な方法で 3 桁番号（小分類）、さらに 4 桁番号（細分類）を決定し、最終的な産業格付けとする。

### (2) 特殊な方法

上記の方法以外に、原材料、作業工程、機械設備等により、産業を決定しているものがある。

具体的には、「中分類 22 鉄鋼業」に属する「高炉による製鉄業」、「製鋼・製鋼圧延業（転炉・電気炉を含む）」、「熱間圧延業」、「冷間圧延業」、「冷間ロール成型形鋼製造業」、「鋼管製造業」、「伸鉄業」、「磨棒鋼製造業」、「引抜鋼管製造業」、「伸線業」及び「その他の製鋼を行わない鋼材製造業」の 11 産業である。

## 3 用語の解説

### 項目の説明

(1) この報告中の業種名（産業中分類名）は、次のとおり（全 24 業種）。

番号	業種名（産業中分類）	本文、表の略称	図の略称
09	食料品製造業	食料	食料
10	飲料・たばこ・飼料製造業	飲料	飲料
11	繊維工業	繊維	繊維
12	木材・木製品製造業（家具を除く）	木材	木材
13	家具・装備品製造業	家具	家具
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	紙製品	紙パ
15	印刷・同関連業	印刷	印刷
16	化学工業	化学	化学
17	石油製品・石炭製品製造業	石油	石油
18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	プラスチック	プラ
19	ゴム製品製造業	ゴム	ゴム
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	なめし革	皮革
21	窯業・土石製品製造業	窯業	窯業
22	鉄鋼業	鉄鋼	鉄鋼
23	非鉄金属製造業	非鉄	非鉄
24	金属製品製造業	金属製品	金属
25	はん用機械器具製造業	はん用機器	は用
26	生産用機械器具製造業	生産用機器	生産
27	業務用機械器具製造業	業務用機器	業務
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子部品	電子
29	電気機械器具製造業	電気機器	電気
30	情報通信機械器具製造業	情報機器	情報
31	輸送用機械器具製造業	輸送機	輸送
32	その他の製造業	その他	その他

## (2) 事業所

事業所数は、平成28年6月1日現在の数値である。

事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいう。

## (3) 従業者

従業者数は、平成28年6月1日現在の数値である。

従業者とは、当該事業所で働いている人をいい、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人（受入者）も含まれる。一方、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出者）、臨時雇用者は含めない。

なお、常用労働者とは、以下における有給役員、正社員・正職員、パート・アルバイト等及び出向・派遣受入者に分けられる。

ア 個人事業主及び無給家族従業者とは、実際に事業所を経営している個人業主と、個人業主の家族で無報酬で常時就業している者をいう。

イ 有給役員とは、法人の取締役、理事（常勤、非常勤は問わない。）などで役員報酬を得ている者をいう。

ウ 常用雇用者とは、次の（ア）、（イ）に該当するものをいい、正社員・正職員、パート・アルバイト等に分けられる。

（ア）事業所に常時雇用されている者

（イ）期間を定めずに雇用されている者又は1か月以上の期間を定めて雇用されている者

エ 正社員・正職員とは、常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員として処遇されている者をいう。

なお、取締役、理事などの役員のうち、常時勤務して一般職員と同じ給与規則によって給与の支払いを受けている者は、こちらに含まれる。

オ パート・アルバイト等とは、常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員として処遇されている者以外で、例えば「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い雇用形態で処遇されている者をいう。

カ 出向・派遣受入者とは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（昭和60年法律第88号）における派遣労働者の受入者、在籍出向など出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている者をいう。

キ 臨時雇用者とは、常用雇用者以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。

## (4) 事業に従事する者の人件費及び派遣受入者に係る人材派遣会社への支払額

平成27年1月から12月までの1年間に支払われた「常用雇用者及び有給役員に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与（期末賞与等）の額」、「常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、送出者に対する負担額など」及び「派遣受入者に係る人材派遣会社への支払額」の合計をいう。

## (5) 原材料、燃料、電力の使用額等

平成27年1月から12月までの1年間における次のア～オの合計をいう。

ア 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品など、実際に製造等に使用した総使用額をいう。

また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれる。

イ 燃料使用額とは、生産段階で使用した燃料費、荷物運搬用及び暖房用の燃料費、自家発電用の燃料費などをいう。

ウ 電力使用額とは、購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まない。

エ 委託生産費とは、原材料又は中間製品を他企業の事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいう。

オ 製造等に関連する外注費とは、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいう。

カ 転売した商品の仕入額とは、平成27年1年間において、実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額をいう。

## (6) 製造品出荷額等

平成27年1月から12月までの1年間における次のア～ウ及びくず・廃物の出荷額の合計をいう。

ア **製造品出荷額**とは、当該事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他に支給して製造させたものを含む）を、平成27年中に当該事業所から出荷した場合の工場出荷金額をいう。また、次のものも製造品出荷に含まれる。

(ア) 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの

(イ) 自家使用されたもの（当該事業所において最終製品として使用されたもの）

(ウ) 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、平成27年中に返品されたものを除く）

イ **加工賃収入額**とは、平成27年中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。

ウ **その他収入額**とは、上記ア、イ及びくず・廃物の出荷額以外の収入額をいう。

(7) **製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額**（従業者10人以上の事業所（一部を除く（※1））

事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他に支給して製造される委託生産品も含まれる。

※1：原材料及び燃料の在庫額は従業者30人以上の事業所

(8) **有形固定資産**（従業者10人以上の事業所（一部を除く（※2））

平成27年1月から12月までの1年間における数値であり、帳簿価額によっている。

ア 有形固定資産の取得額等には、次の区分がある。

(ア) 土地

(イ) 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む）

(ウ) 機械及び装置（附属設備を含む）

(エ) その他（船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等）

イ **建設仮勘定の増加額**とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、**減少額**とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいう。

ウ **有形固定資産の除却額**とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいう。

エ **減価償却額**とは、減価償却費として有形固定資産勘定から控除した額、減価償却累計額に当期分として新たに引き当てられた額をいう。

オ 有形固定資産の投資総額

(ア) 有形固定資産年末現在高＝年初現在高＋取得額－除却額－減価償却額

(イ) 建設仮勘定の年間増減＝増加額－減少額

(ウ) 投資総額＝取得額＋建設仮勘定の年間増減

※2：有形固定資産の内訳である、(イ) 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む）、(ウ) 機械及び装置（附属設備を含む）、(エ) その他（船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等）は、従業者30人以上の事業所

(9) **リース契約による契約額及び支払額**（従業者30人以上の事業所）

ア リースとは、賃貸借契約であって、物件を使用する期間が1年を超え、契約期間中は原則として中途解約のできないものをいう。

なお、リース取引に係る会計処理を通常の売買取引に係る方法に準じて行っている場合は、有形固定資産の取得となる。

イ **リース契約額**とは、新規に契約したリースのうち、平成27年1月から12月までにリース物件が納入、設置されて検収が完了し、物件借受書を交付した物件に対するリース物件の契約額をいう。

ウ **リース支払額**とは、平成27年1月から12月までにリース物件使用料として実際に支払った月々のリース料の年間合計金額をいう。したがって、平成27年以前にリース契約した物件に対して、当年において支払われたリース料を含む。

**計算項目の算式**

(1) **生産額**

＝ 製造品出荷額 ＋ 加工賃収入額 ＋ (製造品年末在庫額 － 製造品年初在庫額)  
＋ (半製品及び仕掛品年末価額 － 半製品及び仕掛品年初価額)

(2) 付加価値額

ア 従業者 30 人以上の事業所

付加価値額

$$= \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) \\ - (\text{消費税を除く内国消費税額} (\ast 3) + \text{推計消費税額}) \\ - \text{原材料, 燃料, 電力の使用額等} - \text{減価償却額}$$

イ 従業者 29 人以下の事業所

粗付加価値額

$$= \text{製造品出荷額等} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額}) \\ - \text{原材料, 燃料, 電力の使用額等}$$

※3: 消費税を除く内国消費税額=酒税, たばこ税, 揮発油税及び地方揮発油税の納付税額又は納付すべき税額の合計

(3) 付加価値率

$$= [\text{付加価値額} / \{\text{生産額} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})\}] \times 100$$

(4) 従業者 1 人当たり付加価値額

$$= \text{付加価値額} / \{\text{常用労働者年間月平均数} (\text{常用労働者毎月末現在数の合計} / 12) + \text{個人事業主及び無給家族従業者数}\}$$

(5) 現金給与率

$$= [\text{現金給与総額} / \{\text{生産額} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})\}] \times 100$$

(6) 常用労働者のうち雇用者 1 人当たり現金給与額

$$= \text{常用労働者及び有給役員に対する基本給, 諸手当と特別に支払われた給与 (期末賞与等) の額} / \text{常用労働者のうち雇用者数}$$

(7) 労働分配率 = (現金給与総額 / 付加価値額) × 100

(8) 原材料率

$$= [\text{原材料使用額} / \{\text{生産額} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})\}] \times 100$$

(9) 在庫率 = [年末在庫額 / {生産額 - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額)}] × 100

(10) 有形固定資産投資総額 = 有形固定資産取得額 + 建設仮勘定の年間増減

(11) 有形固定資産純投資額 = 有形固定資産投資総額 - 有形固定資産除却額 - 減価償却額

(12) 資本装備率

$$= \text{有形固定資産年末現在高} / \text{常用労働者年間月平均数} (\text{常用労働者毎月末現在数の合計} / 12)$$

(13) 資本係数

$$= \text{有形固定資産年末現在高} / \{\text{生産額} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})\}$$

【問い合わせ先】 広島県 総務局 統計課 商工統計グループ 〒730-8511 広島市中区基町 10-52 TEL (082) 513-2542 (ダイヤルイン)
---

この内容については、広島県のホームページでも提供しています。

「広島県統計課」で検索してください。  
ホームページアドレス <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/21/>